

務	00	01	5年
(令和12年3月末まで保存)			
(令和12年3月末まで有効)			

警 務 第 2 6 5 号  
(総推、生企、刑企、交企、備一)  
令 和 6 年 1 1 月 2 1 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

#### 警察活動における防寒対策の実施について

警察活動における防寒対策は、夏季における暑熱対策と同様に、警察職員の命や健康を守る観点のほか、特に本県のような豪雪地帯においては、警察活動の能率的な遂行を確保する観点からも極めて重要な課題となっている。

そこで、「警戒の空白を生じさせないための組織運営について」（令和5年7月20日付け警務第128号）に基づき、職員一人一人が士気高く、その力を十全に発揮できる職場環境を形成するべく、下記のとおり、警察活動において使用できる防寒具等について一定の基準を示し、職員が利用しやすい環境を整備することとした。

各位にあっては、警察活動における防寒対策の重要性を十分に認識し、所属職員の健康と安全の確保に努められたい。

なお、本通達による運用は、令和6年12月1日から開始する。

記

#### 1 使用できる防寒具等

##### (1) 原則

「青森県警察官の服制に関する規程」（昭和47年3月青森県警察本部訓令第7号。以下「服制に関する規程」という。）に定める制服又は防寒服の下に着用し、外部から視認できない場合に限り、全ての防寒具について使用を認める。

##### (2) (1)以外の場合において使用を認める防寒具等

ア 手袋

- イ ゴーグル
- ウ 耳覆い（イヤークォーマー）
- エ ネックウォーマー（首を覆う筒型の形状のもの）
- オ フェイスウォーマー（首から鼻まで覆う筒型の形状のもの）
- カ シューズカバー（防寒仕様のもの）
- キ 電熱ネックウォーマー及び同等の効果がある防寒具
- ク ホットリング及び同等の効果がある防寒具

## 2 使用できる場面

1の(1)については、使用場面を問わない。

1の(1)に該当しない着用状況が視認できるタイプの防寒具等については、原則、屋外で行う警察活動に限定する。

## 3 防寒具等着用時における留意事項

- (1) 警察職員は、「青森県警察職員服務規程」（昭和37年9月青森県警察本部訓令甲第11号）を遵守し、端正かつ品位ある警察職員としてふさわしいと認められるものを着用すること。

具体的には、外部から着用状況が視認できるタイプの防寒具等については、黒、紺、グレーなどの落ち着いた色調のものとし、私服、制服の別を問わず、着用した場合に、防寒具等のみがひととき目立つなど、バランスを欠いたものとならないこと。

- (2) ゴーグルについては、形状によっては視界が狭まる場合があるとともに、着用する場面によっては県民が違和感を抱く可能性があることから、使用場面を事件・事故処理など暴風雪の中で行わざるを得ない業務に従事する場合に限定する。また、事故処理等道路において着用する場合には、交通規制により車両の往来がない又は限定的であるなど、安全が確保できる環境下で使うこと。

なお、紫外線による警察職員の健康被害の軽減及び視界確保による交通事故防止を図ることを目的としたサングラスの着用については、「警察活動におけるサングラスの着用について」（令和6年6月14日付け警務第93号）によるものとする。

- (3) 耳覆いについては、タイプによっては、音を遮断するものもあることから、通気口があるなど聴覚への影響が少ないものとする。また、無線機を携行している職員が耳覆いを使う際には、警察無線通話の傍受に間隙が生じないように、イヤホン装着した状態で着用できる場合のみ着用を認める。
- (4) フェイスウォーマーについては、首から鼻までを覆う防寒具であるため、市民と接する場面が生じた場合や警察無線通話の応答時には口を塞がないよ

- うに外すなどして調整すること。
- (5) シューズカバーについては、製品によっては着用することで雪面において滑りやすい仕様のものもあるため、雪面上での歩行に支障がないものとする
  - (6) 電熱ネックウォーマー及びホットリング等の電気の力で発熱するタイプの防寒具等を着用する場合などには、当該製品の使用方法を遵守し、誤った使い方による発火や低温やけどなどを負うことがないように注意すること。
  - (7) 交通機動隊員及び高速道路交通警察隊員が交通指導取締り等に従事する場合に着用が認められている防寒耳覆いについては、これまでどおり服制に関する規程によるものとするが、その他の防寒具等を着用する場合については本通達の定めるところによる。
  - (8) 警衛、警護及び雑踏警備など部隊活動に従事する場合には、服装等について斉一性が求められる場合が多いことから、当該業務を主管する課の指示に従うこと。
  - (9) 対象者が暴れているなど荒れた現場では、防寒具等の形状によっては、相手に怪我を負わせる又は受傷事故に繋がる可能性があるため着用しないこと。
  - (10) 各所属長にあつては、所属職員が市民から防寒具等の着用について説明を求められた際に十分な説明ができるように、目的等について理解させること。

本件担当：警務課企画係